

深輪産業団地地区センター 使用料(平成24年7月1日以降利用より)

町内居住者とは、町内に住所を有する方(町内の会社や学校に通勤・通学している方を含む)

町外居住者とは、上記以外の町内に住所を有しない方。ただし、協定を提携している市町(春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町)に住所を有する方は町内居住者とみなします。

会議室・和室・調理室

区 分	昼間午前 (9時～12時)	昼間午後 (13時～17時)	夜 間 (17時30分～21時30分)
会議室1	500円	600円	600円
会議室2	500円	600円	600円
和室1	300円	400円	400円
和室2	300円	400円	400円
調理室	600円	800円	800円

上記は、町内居住者の料金です。

町外居住者の方が利用する場合は、2倍の額をお支払いいただきます。

体育室

区 分	使用料(1時間あたり)	
	町内居住者	町外居住者
片面利用	600円	1,200円
全面利用	1,200円	2,400円

会議室・和室・調理室・体育室の団体利用における減額(50%)。

- ・主に町内在住の65歳以上の方で構成される団体が利用する場合
- ・主に町内の小・中学生により構成される団体が利用する場合
- ・深輪産業団地内に所在する法人、またはどう法人に勤務する方が、営利目的以外で利用する場合。

減免は、杉戸町在住の方(町内の会社や学校に通勤・通学している方を含む)のみに適用されます。

トレーニングルーム

使用料は1時間あたりの料金

区 分	使用料(一人につき)	
	町内居住者	町外居住者
一般	100円	200円
65歳以上	50円	100円
杉戸深輪産業団地 企業の勤務者	50円	50円

営利を目的とした利用の場合は、原則として杉戸町在住の方は規定料金の3倍の額、杉戸町の以外の市区町村にお住まいの方は6倍の額をお支払いいただきます。